

2 特別規制地域等に許可を受けて表示できるもの

広告物に区分		基 準	第一種特別規制地域等	第二種特別規制地域等
自己用広告		表示面積	総量が 5 m ² を超え 15 m ² 以下	総量が 15 m ² を超え 30 m ² 以下
		高 さ	敷地内の建物の高さの 6/5 以下	敷地内の建物の高さの 3/2 以下
		色 彩	彩度 8 以下	彩度 12 以下
公共目的 広告	道標	表示面積	1 面が 2 m ² 以下	1 面が 2 m ² 以下
		色 彩	彩度 8 以下	彩度 12 以下
	案内図 板等	表示面積	1 面が 5 m ² 以下	1 面が 5 m ² 以下
		色 彩	彩度 8 以下	彩度 12 以下
電柱等利用広告		表示地域	表示不可	指定道路及び線路
		表示基準		普通規制地域等の許可基準
案内広告		個 数 面 積	表示不可	道路入口から 50m 以内及び 150 m から 250m 以内に各 2 個以内かつ表示面積が 4 m ² 以下
		相互距離		広告物相互間距離 2m 以上
		色 彩		彩度 12 以下光沢黒不可

広告景観整備地区

屋外広告物を地域の良好な景観と調和させ、優れた景観の形成を推進することが特に必要であると認める区域を「広告景観整備地区」として指定することができ、広告物ごとに形状、意匠、色彩などの地区独自の基準を定めることができます。

違反に対する措置

1 措置命令等

屋外広告物条例に違反して広告物を表示している場合、良好な景観形成や風致の維持、又は危険防止の観点から、表示者等に対して是正措置（除却命令を含む）を命ずることがあります。

2 許可の取消し

有効の許可を受けた場合でも、次のいずれかに該当するときは、許可が取消されます。

- 許可条件に違反した場合
- 変更許可を得なかった場合
- 措置命令等に違反した場合
- 虚偽その他不正な手段で許可を受けた場合